

令和8年度前橋市農業者向け物価高騰対策支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業生産資材の価格高騰により、経済的な影響を受けた本市の認定農業者や認定新規就農者に対して、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）を活用し、営農意欲の継続と経済的負担軽減を図ることを目的として、前橋市農業者向け物価高騰対策支援金（以下、「支援金」という。）を支給するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 この支援金の支給の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和8年1月1日時点で、前橋市に住所を有する者、又は主たる事業所を有する法人
- (2) 令和8年1月1日時点の、前橋市の認定農業者、又は認定新規就農者（広域認定者や、令和8年1月1日時点で認定申請が済んでいて令和7年度中に認定された者も含む）
- (3) 令和7年分の確定申告を行った者、又は令和7年中に決算月を有する事業年度の決算を行った法人
- (4) 令和8年度以降も営農を継続予定の者
- (5) 市税を滞納していない者
- (6) 暴力団排除に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。

エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。

オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。

ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、令和7年分の確定申告又は令和8年1月1日の直前の事業年度の決算報告における「肥料費」、「諸材料費」、「動力光熱費」の合計額に30%を乗じた額の1/2（千円未満切り捨て）とする。ただし、一経営体あたりの上限額は、300,000円とする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付の上、令和8年度前橋市農業者向け物価高騰対策支援金支給申請書兼誓約書(様式第1号)に必要な事項を記入し、前橋市農政課へ提出するか、様式第1号の内容を具備した電子申請により申請するものとする。

- (1) 令和7年分の青色申告決算書、白色申告収支内訳書、令和8年1月1日の直前の事業年度の決算報告書のいずれかの写し
(決算報告書の場合、対象経費が確認できるもの)
- (2) 振込先口座が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(支援金の支給)

第5条 申請書類等の審査等を行い、支給決定した場合は、支給決定通知書(様式第2号)により通知し、支援金を指定された金融機関の口座へ振り込むものとする。

(受付期間)

第6条 支援金支給申請の受付期間は、令和8年4月20日から令和8年6月30日までとする。

(その他)

第7条 支援金支給の決定後、申請内容に虚偽等が判明した場合は、支援金の返還等を求めることができるものとする。

- 2 要件を確認する上で必要である場合には、実地調査・報告・追加資料等を求めることができるものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月8日から施行する。